

手話言語条例に 関するシンポジウム

—埼玉にも手話言語条例を—

2013年12月24日（火）

13:00 ~ 16:00

（12:30より受付開始）

埼玉会館 小ホール

〒330 -8518 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1- 4

参加費 無料

主催 社団法人埼玉県聴覚障害者協会
協力 一般財団法人全日本ろうあ連盟／一般社団法人全国手話通訳問題研究会
（予定）一般社団法人日本手話通訳士協会／埼玉県手話通訳問題研究会
埼玉県手話サークル連絡協議会／埼玉県難聴者・中途失聴者協会
埼玉県盲ろう者友の会／社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会
協賛 埼玉新聞社（予定）

埼玉にも手話言語条例を—

鳥取県では、平成25年10月8日に全国で初の手話言語条例が制定されました。

埼玉県の聴覚障害者を取り巻く環境が大きく変わろうとしている今、「手話言語条例に関するシンポジウム」では手話言語条例について参加者の皆様と一緒に学び、考え、条例の必要性を訴えます。誰もがいつでもどこでも手話でコミュニケーションができ、安心して暮らせる社会の実現をめざしましょう。



■ プログラム

12:30～ 受付開始
13:00～13:30 あいさつ
13:30～14:15 講演

「私が鳥取県を変えたこと」

講師：鳥取県知事 平井 伸治氏

14:30～16:00 シンポジウム

「手話言語条例と情報・コミュニケーション」

◆シンポジスト

- ・鳥取県知事 平井 伸治氏
- ・埼玉県知事 上田 清司氏
- ・自由民主党 清水 誠一衆議院議員
- ・民主党 枝野 幸男衆議院議員
- ・一般財団法人全日本ろうあ連盟
理事長 石野 富志三郎氏
- ・社団法人埼玉県聴覚障害者協会
理事長 小出 真一郎

■ 情報保障

すべてのプログラムに手話通訳、パソコン文字通訳、補聴援助システムを用意しています。また筆談等を用意する予定ですので、積極的にご利用ください。

■ 参加費 無料

■ 会場アクセス

JR 浦和駅（西口）下車 徒歩7分
JR 上野駅から 高崎線・宇都宮線 約20分
JR 大宮駅から 京浜東北線 約8分



■ 問い合わせ先

「手話言語条例に関するシンポジウム」
—埼玉にも手話言語条例を— 事務局

社団法人埼玉県聴覚障害者協会
〒330-8522
埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1
TEL:048-824-5277 FAX:048-825-0774